

別 表

課税がある場合の非課税相当条件について

課税額が以下に記載している計算式で算出した額の範囲内（算出額＞課税額）であれば非課税の扱いとします。

(1) 「源泉徴収票」で確認する場合

条 件 下記の計算式の算出額が、源泉徴収票（申込する年のもの）の「源泉徴収税額」より多い場合、非課税相当とする。
（算出額＞課税額）

計算式 $480,000 \text{ 円} \times A \times B$

A = お子様の数（16歳未満の子のみ）

B = 所得税率（※課税所得額により変動）

例 義務教育終了前のお子様 2名、所得税率5%の場合
 $480,000 \times 2 \times 0.05 = 48,000 > \text{課税額}$ となる場合、
非課税扱いとなります。

(2) 「課税証明書」で確認する場合

条 件 下記の計算式の算出額が、課税証明書（申込する年度のもの）の「年税額」より多い場合、非課税相当とする。
（算出額＞課税額）

計算式 $430,000 \text{ 円} \times A \times B$

A = お子様の数（16歳未満の子のみ）

B = 住民税率（10%）※全国平均値

例 義務教育終了前のお子様 2名の場合
 $430,000 \times 2 \times 0.1 = 86,000 > \text{課税額}$ となる場合、
非課税扱いとなります。